石川県ワークライフバランス企業登録申請書 記入例





ご記入いただいた内容は県ホームページに掲載いたします。(*印は掲載いたしません)

(1~24 日に申請いただいた分→翌月1日から掲載/25 日~月末に申請いただいた分→翌々月1日から掲載)

令和7年4月1日

●法人の概要を記入してください。							
フリガナ	カブシキガイ	シャアイダブリュエルビー					
法人名	株式会社IWLB						
	※株式会社等を省略せずに、正式な法人名を記入してください。						
所在地	(〒920−8	3580) 石川県金沢市鞍月1丁目	1番地				
	部署	総務部	電話番号	076-225-1494			
担当者連絡先	役職	総務課長	FAX番号	076-225-1423			
	氏名(フリガナ)	石川 太郎(イシカワ タロウ)	メールアト゛レス	wlb@pref.ishikawa.lg.jp			

●申請する内容	について、どちらか該当するもの1つにチェック口を入れてください。
☑新規登録 *	初めて登録する場合
□更新·変更 *	これまでに登録したことがあり、一般事業主行動計画の期間の更新など登録内容を変更する場合

※記入例もご覧ください。

●新規登録の場	合 → 以	下の項目について、全て記入	、してください。				
●更新・変更の	<mark>場合 → 以</mark>	下の項目のうち、更新・変更	<mark>更する項目のみ言</mark>	B入してください。			
	□農業、林塾	業 □漁業 □鉱業、採	石業、砂利採取	業 □建設業	☑製造業		
₩ T. T.	□電気・ガス	□電気・ガス・熱供給・水道業 □情報通信業 □運輸業、郵便業 □卸売業、小売業					
業種 ※複数選択可	┃ □金融業、保険業 □不動産業、物品賃貸業 □学術研究、専門・技術サービス業						
	┃ ┃□宿泊業、飲食サービス業 □生活関連サービス業、娯楽業 □教育、学習支援業						
	□医療、福祉	业 □複合サービス事業	□サービス業	(他に分類されな)	いもの) □その他		
	●●の製造	と販売を行っているほか、●	●を利活用した	商品を提供する店舗	舗を展開しています。		
*** 34 tui ===							
業務概要							
	※貴社の業務概要を簡潔に記入してください。						
従業員数	33人	支店、営業所等の所在地	●●市、□□県	朮●● 市			
電話番号	076-2	25-1494	FAX番号	076-225-	-1423		
ホームへ゜ーシ゛ URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/index.html						
企業PR	業務の見直しをして、有給休暇の取得促進をしっかり行っています。						
	社風も明るく、従業員が元気よく働く職場です。年に1回、従業員の子どもが保護者の働いてい						
	る様子を見学できる「子ども参観日」を開催しており、従業員の家族からも好評です。 女性はもちろん、男性従業員も育児休業を取得していて、従業員の子育てを応援しています。						
	個々のスキルに応じた研修やトレーニングを通して、従業員の育成にも力を入れています。						
	※求職者等	への貴社のアピールポイント	<mark>等について自由</mark>	に記入してください	∕ [\] °		

	令和●年度くるみん認定					
表彰・認定	令和●年度石川県ワークライフバランス企業知事表彰 ※仕事と子育ての両立に関する表彰・認定を受けたことがある場合に、その名称と表彰・認定年度を記入してください。					
	 目的及び取組内容:					
	従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。					
	目標1 令和8年までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。					
	対策 令和7年 4月~ 従業員へのアンケート調査(希望の曜日等)を開始する。					
	令和7年10月~ アンケート調査の結果を踏まえたノー残業デーを実施する。					
	社内放送やチラシの掲示により従業員に周知する。					
	令和8年 4月~ 実施結果を分析し、これを踏まえたノー残業デーを実施する。 (以降、毎年10月と4月に取組を見直し、改善していく)					
	目標2 育児・介護などに利用できる制度の周知を行う。					
-======	対策 令和7年 4月~ 社内制度等をまとめたチラシを作成する。					
庁動計画の 内容	令和7年 7月~ チラシの配付や掲示により、従業員に周知する。					
	目標3 子どもの学校行事や家庭の行事の際に、従業員が休暇を取得できるようにする。					
	対策 令和7年 4月~ 従業員が休暇を取得しやすいよう、業務の見直しを開始する。 業務のマニュアル化を進める。					
	令和7年10月~ マニュアルをもとに、従業員の多能工化に着手する。					
	令和8年 4月~ 子どもの学校行事や家庭の行事の際に、従業員が休暇を取得できる制度を開始する。					
	(以降、毎年10月と4月に取組を見直し、改善していく)					

※一般事業主行動計画策定・変更届(石川労働局の受付印が押してあるもの)の写しを添付してください。

※受付印をもらっていない場合や、「e-Gov 電子申請」により申請された場合などは、受付印が押してない書類を添付し、その旨合わせてお知らせください